

看護小規模多機能型居宅介護ところ

(指定看護小規模多機能型居宅介護)

運 営 規 程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社 cocolo が設置運営する指定地域密着型サービスに該当する指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う看護小規模多機能型居宅介護ところ（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある者（以下「利用者」という。）に対して適切なサービスを提供することを目的とする。

(事業の目的)

第2条 利用者が可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、療養上の管理の下で通い・訪問・宿泊を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流を通じ、必要な日常生活上の援助を行い、利用者がその有する能力に応じ、心身の機能の維持回復を図るとともに、機能訓練および居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営方針)

第3条 事業所において提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に従い、利用者の意思及び人格を尊重し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、通い・訪問・宿泊を組み合わせ、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう目標を設定してサービスを提供することにより、利用者の居宅における機能訓練および日常生活または療養生活の支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、山形市、地域包括支援センター、地域の保健医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 看護小規模多機能型居宅介護ところ
- (2) 所在地 山形県山形市江俣五丁目3番35号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
 - ・事業所の従業者の管理及び業務の管理
- (2) 介護支援専門員 1人
 - ・利用者の居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画等の作成
 - ・法定代理受領の要件であるサービス利用に関する市町村への届出代行
 - ・利用者及びご家族の日常生活上の相談、助言

- ・地域包括支援センターや他の関係機関との連絡・調整
- (3) 看護職員 常勤換算方法で2.5人以上（1名以上は常勤の看護師）
 - ・利用者の衛生管理、健康管理
 - ・主治医の指示による看護業務
 - ・看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成
- (4) 介護職員 6人以上
 - 日中（通い） 常勤換算方法で利用者3人に対して1人以上
 - 日中（訪問） 常勤換算方法で2人以上
 また、宿泊に対して1人以上の夜勤職員を配置する。
 その他居宅で暮らしている方々に対して対応できるよう1人以上の宿直職員を確保する。
 - ・利用者の衛生管理、及び日常生活全般にわたる介護業務

（定員）

第6条 事業所の定員は次のとおりとする。

- (1) 登録定員は21人とする。
- (2) 1日に通いサービスを提供する定員は12人とする。
- (3) 1日に宿泊サービスを提供する定員は9人とする。

（営業日及び営業時間）

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間
 - ① 通いサービス 9時～17時30分
 - ② 訪問サービス 24時間
 - ③ 宿泊サービス 17時30分～9時

尚、通いサービスの営業時間については、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境をふまえて、柔軟に対応するものとする。

（提供するサービスの内容）

第8条 事業所の提供するサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成
- (2) 通いサービス

事業所に通っていただき、以下の介護サービス及び看護サービスを行う。
- (3) 訪問サービス

利用者の居宅において、以下の介護サービス及び看護サービスを行う。
- (4) 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、以下の介護サービス及び看護サービスを行う。
- (5) 生活に関する相談・助言

利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

<介護サービス>

利用者に対して、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、介護サービスの提供を行う。

- ① 食事・入浴及び排泄等の介護
- ② 利用者がその有する能力に応じ日常生活を営むための支援
- ③ 利用者がその有する能力を高める機能訓練
- ④ その他日常生活の世話

<看護サービス>

主治医が看護サービスの必要性を認めた者に限り、訪問看護指示書に基づき、主治医との連絡調整をはかりながら看護サービスの提供を行う。

- ① 病状・障害の観察
- ② 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれ予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症利用者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

※通いサービス及び訪問サービスを利用しない日であっても、電話による見守り等の声掛けを行う。

(看護小規模多機能型居宅介護計画)

第9条 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供により、利用者の多様な活動の推進に努めることとする。

- 2 看護サービスについては、看護職員と密接な連携を図り、利用者の希望・主治医の指示・看護目標及び具体的なサービス内容等を記載する。
- 3 利用者の心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、他の従業者との協議の上で援助目標を設定し、その達成のための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成することとする。
- 4 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、援助の目標及び内容について利用者より同意を得たものを交付する。なお、交付した看護小規模多機能型居宅介護計画は、完結の日から5年間保存することとする。
- 5 利用者に対し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づいてサービスを提供する。
- 6 常勤の看護師は看護小規模多機能型居宅介護計画に沿った看護サービスの実施状況を把握し、看護小規模多機能型居宅介護計画および看護小規模多機能型居宅介護報告書に関し、定期的な主治医への提出を含めた必要な管理を行う。

- 7 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の心身の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うこととする。

(短期利用居宅介護)

- 第10条 事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、事業所の介護支援専門員が、事業所の登録者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、空床となっている宿泊室を利用し、短期間の看護小規模多機能型居宅介護(以下「短期利用居宅介護」という。)を提供する。
- 2 短期利用居宅介護の提供は、事業所の登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者居宅介護の利用者の合計が、宿泊定員の範囲内である場合に行う。
- 3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話を行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の介護支援専門員が看護小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該看護小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

(通常の事業の実施地域)

- 第11条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。
- 山形市

(サービスの利用料金)

- 第12条 事業所が提供するサービスの利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。(重要事項説明書のとおり。)ただし、法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。また、次に掲げる項目について、別に定める利用料金の支払いを受ける。
- (1) 宿泊にかかる費用 1泊2,500円
- (2) 食事の提供にかかる費用 朝食 550円 昼食 600円 夕食 650円
特別食 朝食 600円 昼食 650円 夕食 700円
おやつ 250円
- (3) レクリエーションやクラブ活動にかかる費用の実費
- (4) サービス提供に関する複写物の交付にかかる費用の実費
- (5) 日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で利用者が負担することが適当であるものにかかる費用の実費
- 2 前項に関して、厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することとする。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までに利用者に説明することとする。

- 3 第1項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、利用者より支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第13条 利用者はサービス利用の際には、介護保険被保険者証等を提示すること。

- 2 利用者は事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用すること。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償することとする。
- 3 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動の他、勧誘行為などの他の利用者に迷惑となる行為は禁止する。
- 4 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスの内容の変更または中止することがある。
- 5 緊急時に連絡がとれるよう、連絡先の変更は、速やかに知らせる。
- 6 面会時は、面会簿に記入する。（感染症の状況により、事前の予告なく面会を制限する場合がある。）
- 7 衛生管理上、差し入れに制限を設ける場合がある。
- 8 その他管理上必要な指示に従うこと。

（サービスの評価）

第14条 事業所が、自ら提供するサービスを評価・点検をすることにより、サービスの改善及び質の向上を目指します。またその結果については、利用者並びに市町村窓口等へ公表するものとする。

- 2 都道府県が指定する外部評価機関により、自己評価結果に基づいて評価を行い、WAMNET等へ公表するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第15条 サービス提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、あらかじめ事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じることとする。

（事故発生時の対応）

第16条 サービスの提供により事故が発生したときは、速やかに家族、市町村、介護支援専門員に連絡するとともに、必要な措置を行うものとする。

- 2 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償保険に応じた損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故が生じたその原因を解明し、再発防止のための対策を講じることとする。

(非常災害対策)

第17条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者、または、防火管理についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(介護サービスの質の確保)

第18条 事業者は、事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性向上に資する取り組みの促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催する。

(個人情報の守秘義務)

第19条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する業務を負う。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第20条 事業所は、提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。

2 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとする。

3 事業所は、提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告することとする。

5 事業所は、提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告することとする。

(衛生管理)

第21条 サービス提供の際に使用する施設、食器その他設備等について、感染症等防止のための衛生管理に努め、衛生管理上必要な対策を講じるものとする。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）おおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（運営推進会議）

第22条 事業所が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2か月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及びサービスについての知見を有する者等とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めるものとする。

（記録の整備）

第23条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこととする。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存することとする。

（業務継続に向けた取り組み）

第24条 事業所は、感染症や非常災害が発生した場合であっても、利用者が必要な介護サービスを継続的に利用できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練（シュミレーション）を実施する。

（身体的拘束等の適正化・虐待防止等について）

第25条 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

- 2 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努め、客観的な事実確認の結果、虐待者が従業者であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。また、緊急性の高い事実の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の安全を優先する。
- 3 身体的拘束等の適正化・虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。また、以下の措置を講じる。
 - （1） 身体的拘束等の適正化・虐待防止のための指針の整備
 - （2） 身体的拘束等の適正化・虐待を防止するための定期的な研修の実施（年2回）
 - （3） 身体的拘束等の適正化・虐待防止のための担当者の配置

(ハラスメント防止等について)

第26条 ハラスメントの原因になり得る要因を十分に理解し、効果的な予防措置を講じることとする。

- 2 事業所におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止する為の措置を講じ健全な職場環境とする。また、利用者やその家族からのカスタマーハラスメントについても適切な対応に努める。

(電磁的方法について)

第27条 利用者及びその家族等の利便性向上並びに事業所の業務負担軽減等の観点から、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等については、事前に利用者等の承諾を得た上で電磁的方法により行うことができる。

(PDCAサイクルの推進)

第28条 事業所は介護保険等関連情報等を活用し事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努める。

(その他運営についての留意事項)

第29条 従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 定期的研修 随時
- 2 この規程に定めるものの他、この事業所の運営に関する事項は、株式会社cocoloと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、令和8年5月1日から施行する。